

## 仕様書

### 1 件名

「独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度）」及び挨拶文の印刷・発送

### 2 業務内容

本件は、「独占禁止法に関する相談事例集（令和2年度）」（以下「令和2年度相談事例集」という。）及び挨拶文の原稿データを印刷・梱包し、公正取引委員会事務局取引部相談指導室（以下「相談指導室」という。）の指定する箇所に発送するものである。

### 3 印刷

#### (1) 令和2年度相談事例集

- ア 頁 数 A4 54頁（表紙、裏表紙は含まない。）
- イ 用 紙 表紙・裏表紙 再生上質紙 A判 70.5kg（背表紙あり）  
本文 再生上質紙 A判 44.5kg
- ウ 色 数 表紙 1C／0C  
裏表紙 0C／0C  
本文 4C／4C（カラー頁7, 10, 12, 16, 19, 23, 27, 31, 36, 39, 43, 46及び48頁, その他の頁はモノクロ）
- エ 製本方法 無線綴じ（くるみ製本）
- オ 部 数 1,200部
- カ 入稿形態 データ（PDF形式）
- キ 校正回数 1回

#### (2) 挨拶文

- ア 頁 数 A4 1枚
- イ 用 紙 再生上質紙 A判 35kg
- ウ 色 数 1C／0C
- エ 部 数 6種類を合計52部
- オ 入稿形態 データ（PDF形式）

※ 上記(1)イ及び(2)イについては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律〔平成12年法律第100号〕）に適合した用紙を使用すること。ただし、グリーン購入法に適合した用紙を使用することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

### 4 梱包・発送

下表のとおり、各所に各部数を発送すること。発送に当たり、発送元が「東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 公正取引委員会事務局取引部相談指導室」であることが分かるようにすること。

送付先	所在地	令和2年度 相談事例集	挨拶文
日本商工会議所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル4階 日本商工会議所 中小企業振興部	5部	1部
全国商工会連合会	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館19階 全国商工会連合会 政策推進部 事業環境課	2部	1部
各都道府県商工会連合会 (47か所)	別紙参照	各1部 (計47部)	各1部 (計47部)
全国中小企業団体中央会	〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 (全中・全味ビル) 全国中小企業団体中央会 政策推進部	500部	1部
一般社団法人日本経済団体連合会	〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2 (経団連会館)	3部	1部
公益社団法人関西経済連合会	〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27 (中之島センタービル30階)	3部	1部
公正取引委員会事務総局 相談指導室	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟	420部	なし
公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	30部	なし
公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	30部	なし
公正取引委員会事務総局 中部事務所 総務課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	20部	なし
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	30部	なし
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	30部	なし
公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館8階	30部	なし
公正取引委員会事務総局 九州事務所 総務課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	30部	なし
内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階	20部	なし
合計		1,200部	52部

## 5 本件における注意事項等

- (1) 本件業務に要する資材や発送に要する費用等の一切の諸費用を見積額に含めること。
- (2) 公示期間中、現物（本件仕様と同一のもの。）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば、来訪し、現物を確認することができる（持ち帰りは不可）。
- (3) 発送が終了した後、発送の事実が確認できる書類を取引部相談指導室企画調整係に提出すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上で決定する。

## 6 納入期限及び納入場所

- (1) 納入期限  
令和3年8月20日（金）
- (2) 納入場所  
前記4のとおり

## 7 見積り合わせの手続

- (1) 見積書の提出
  - ア 提出期限  
令和3年7月12日（月）正午
  - イ 提出場所  
〒100-8987  
東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階  
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係  
F A X : 03-3581-2951  
E-mail : open-counter@jftc. go. jp
  - ウ 提出方法  
持参、郵送、F A X又は電子メール
  - エ 提出書類
    - (7) 見積書（消費税込みの総額を明示。社印・代表者印は省略可）
    - (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (2) 見積り合わせの結果の通知  
見積り合わせの結果（契約の相手方、契約金額）は、契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか、以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。  
【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】  
<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>
- (3) 本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。  
ただし、本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる必要がある場合（この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」という。）、再委託先の住所、氏名、再委託する業務の内容、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。
- (4) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

8 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部相談指導室企画調整係

電話：03-3581-5481

以上

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体。以下同じ。）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、公正取引委員会に報告いたします。

別紙

番号	名称	郵便番号	所在地		電話番号
1	北海道商工会連合会	060-8607	札幌市中央区北1条西7-1	プレスト1・7ビル4階	011-251-0101
2	青森県商工会連合会	030-0801	青森市新町2丁目8-26	青森県火災共済会館5階	017-734-3394
3	岩手県商工会連合会	020-0045	盛岡市盛岡駅西通1-3-8	岩手県商工会連合会館	019-622-4165
4	宮城県商工会連合会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2	宮城県商工振興センター2階	022-225-8751
5	秋田県商工会連合会	010-0923	秋田市旭北錦町1番47号	秋田県商工会館4階	018-863-8491
6	山形県商工会連合会	990-8580	山形市城南町1-1-1	霞城セントラル14階	050-3540-7211
7	福島県商工会連合会	960-8053	福島市三河南町1-20	コラッセふくしま9階	024-525-3411
8	茨城県商工会連合会	310-0801	水戸市桜川2-2-35	茨城県産業会館13階	029-224-2635
9	栃木県商工会連合会	320-0806	宇都宮市中央3-1-4	栃木県産業会館6階	028-637-3731
10	群馬県商工会連合会	371-0047	前橋市関根町3-8-1	群馬県商工連会館	027-231-9779
11	埼玉県商工会連合会	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	ソニックシティビル7階	048-641-3617
12	千葉県商工会連合会	260-0013	千葉市中央区中央4-16-1	建設会館ビル5階	043-305-5222
13	東京都商工会連合会	196-0033	東京都昭島市東町3-6-1		042-500-1140
14	神奈川県商工会連合会	231-0015	横浜市中区尾上町5-80	中小企業センター10階	045-633-5080
15	新潟県商工会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町7-2	新潟県商工会館2階	025-283-1311
16	長野県商工会連合会	380-0936	長野市中御所岡田131-10	長野県中小企業会館1階	026-228-2131
17	山梨県商工会連合会	400-0035	甲府市飯田2-2-1	中小企業会館3階	055-235-2115
18	静岡県商工会連合会	420-0853	静岡市葵区追手町44-1	静岡県産業経済会館6階	054-255-8080
19	愛知県商工会連合会	450-0002	名古屋市中区名駅4丁目4-38	愛知県産業労働センター16階	052-562-0030
20	岐阜県商工会連合会	500-8384	岐阜市藪田南5-14-53	岐阜県県民OKBふれあい会館9階	058-277-1068
21	三重県商工会連合会	514-0004	津市栄町1-891	合同ビル6階	059-225-3161
22	富山県商工会連合会	930-0855	富山市赤江町1-7	富山県中小企業研修センター	076-441-2716
23	石川県商工会連合会	920-8203	金沢市鞍月2-20	石川県地場産業振興センター新館3階	076-268-7300
24	福井県商工会連合会	910-0004	福井市宝永4-9-14	福井県商工会連合会館2階	0776-23-3624
25	滋賀県商工会連合会	520-0806	大津市打出浜2-1	コラボしがた 5階	077-511-1470
26	京都府商工会連合会	600-8009	京都市下京区四條通室町東入函谷錦町78番地	京都経済センター3階311号室	075-205-5418
27	奈良県商工会連合会	630-8213	奈良市登大路町38-1	奈良県中小企業会館3階	0742-22-4411
28	大阪府商工会連合会	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5	マイドームおおさか6階	06-6947-4340
29	兵庫県商工会連合会	650-0013	神戸市中央区花隈町6-19	兵庫県商工会館	078-371-1261
30	和歌山県商工会連合会	640-8152	和歌山市十番丁19番地	wajima十番丁4階	073-432-4661
31	鳥取県商工会連合会	680-0942	鳥取市湖山町東4-100	鳥取県商工会連合会館	0857-31-5555
32	島根県商工会連合会	690-0886	松江市母衣町55-4	島根県商工会館4階	0852-21-0651
33	岡山県商工会連合会	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-401	岡山県中小企業会館4階	086-224-4341
34	広島県商工会連合会	730-0051	広島市中区大手町3-3-27	大手町マンション2階	082-247-0221
35	山口県商工会連合会	753-0074	山口市中央4-5-16	山口県商工会館3階	083-925-8888
36	徳島県商工会連合会	770-0865	徳島市南末広町5-8-8	徳島経済産業会館2階	088-623-2014
37	香川県商工会連合会	760-0066	高松市福岡町2丁目2-2-301	香川県産業会館3階	087-851-3182
38	愛媛県商工会連合会	790-0065	松山市宮西1-5-19	愛媛県商工会連合会館	089-924-1103
39	高知県商工会連合会	781-5101	高知市布師田3992-2	高知県中小企業会館3階	088-846-2111
40	福岡県商工会連合会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15	中小企業振興センター7階	092-622-7708
41	佐賀県商工会連合会	840-0826	佐賀市白山2-1-12	佐賀商工ビル6階	0952-26-6101
42	長崎県商工会連合会	850-0031	長崎市桜町4-1	長崎商工会館8階	095-824-5413
43	熊本県商工会連合会	860-0801	熊本市中央区安政町3-13	熊本県商工会館7階	096-325-5161
44	大分県商工会連合会	870-0026	大分市金池町3-1-64	大分県中小企業会館5階	097-534-9507
45	宮崎県商工会連合会	880-0013	宮崎市松橋2-4-31	宮崎県中小企業会館2階	0985-24-2055
46	鹿児島県商工会連合会	892-0821	鹿児島市名山町9-1	鹿児島県産業会館6階	099-226-3773
47	沖縄県商工会連合会	901-0152	那覇市小禄1831-1	沖縄産業支援センター604号	098-859-6150